

Title	事前調査報告【長野】
Author(s)	大栗, 真佐美
Citation	GLOCOLブックレット. 8 P.34-P.38
Issue Date	2012-03-30
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/48245
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

II 取り組み事例と 課題の共有

事前調査報告【長野】

大栗真佐美(大阪大学大学院言語社会研究科博士後期課程)

1. 全体のなかでの本調査の位置づけ

本ワークショップの実践事例は日本各地での取組にまなぼうという考えから、中国帰国者が多く、さらに工業地域であり外国人集住地域であるX地域を調査地とした。そこには、さまざまな背景を持ち生活する人々がおり、今回の調査によってX地域のトランスナショナルな子どもたちへの実践事例と実践の課題があきらかになった。

2. 調査地の概要

今回の調査に当たり、調査地のコーディネートを能勢桂介さんがしてくださった。長野X地域の人口や在住外国人については以下のとおりである。

長野県の総人口は2,149,503人、そのなかでX地域、3市1町6村の総人口は450,764人(2010.12.31現在。人権・男女共同参画課調べ)である。長野県の10の広域行政地域別では県最大の外国人集住地域であり、外国人登録者数は合計7,270人である。

全国には、浜松や大久保等の集住地域として多くの調査が行われている地域もあるが、このX地域は、集住地域よりやや少ないぐらいで、在住外国人の現状などが、県および市や住んでいる住民にさえ十分に知られていない状況にある。

そのため、2009年度まで多文化共生に関する担当者が一人もおらず、日本語教室や国際交流団体同士の連携も十分とは言えなかった。また、このB市には国際交流協会に当たる団体も存在していない。これらのことから、X地域は共生が進んでいる現実に対しての、十分な体制が整っていなかったともいえる。

しかし、2011年3月、長野県知事との話し合いが行われ、多文化共生推進プランも開始されることになり、平成23年度 第1回多文化共生推進連絡会議において、B市は実態調査が行われるなど共生の地域づくりや、推進体制などに大きな前進があった。

中心地はB市であり、観光地を抱える。長野県内には、2010年9月現在、県が把握している日本語教室は13教室あった。

3. 調査内容

NPO法人X地域多文化共生ネットワークの能勢桂介さんに活動されている地域のトランスナショナルな子どもたちを持つご家庭や地域を案内していただき、多くの方々へ情報提供していただき、貴重な機会を得た。調査日時と調査内容は以下のとおりである。

(1) 日時 平成22年11月14日～15日

(2) 訪問先

- ・W団地
- ・Z店(中国帰国者二世経営中華料理店) Aさん
- ・NPO法人X地域多文化共生ネットワーク 副理事長 能勢桂介さん
- ・NPO法人X地域多文化共生ネットワーク子ども日本語支援チーム
 - X市子ども日本語支援センター Bさん
 - X地域のB市T小学校・M中学校、多目的教室
- ・長野県 中国帰国者支援員 Cさん

(3) 調査内容

X地域のトランスナショナルな子どもたちへの実践事例と実践の課題を知ること、聞き取り調査を行い、課題などを明らかにすることであり、(2)であげた訪問先を訪れた。

このX地域にある今回調査訪問先のW団地では、A棟の状況はブラジル・中国出身などの外国籍の住民が多く入居し、A棟128部屋中50部屋程度に外国籍の住民が入居していた。しかし、リーマンショック以降不況の影響を受け、経済的困難に直面し、引っ越しを余儀なくされたものもいる。そのため、外国籍の方々の居住は20部屋程度に減少した。

また、自治会活動に対しての地域住民との意見の不一致などの問題も抱えていた。一番の問題はやはり、言語である。この言語の壁を取り払うべく、団地にはさまざまな言語での説明や、案内のピラが掲示してあった。これに対しては、地域で共に暮らすための第一歩としてと

ても必要なことである。地域との連携、協力なしでは生活することは難しいのである。

また、ある家庭では①自治会との意見の相違や、さらに経済的理由から、②「学級会費が支払えない」と不就学の問題もおきていた。日本の教育制度に対しての不満もあるので学校に対して自分の国の教育制度と比較しての意見を渡し、双方が折り合えない状況が続いているようであった。言葉の壁で自らの主張を論理立てて話すこ



写真1 団地のゴミ収集の仕方も多言語化されている



写真2 Aさんの営む中華料理店

とができず、本国文化との相違などで相手を信用することも難しくなっているのではないかと考えられた。

多文化共生のためにお互いを認め合い、尊重していくための話し合いなども持たれている。

一方で中国帰国者二世Aさんは、家族と高校卒業後来日、日本で大学進学を果たした。それは本来中国で抱いていた希望の進路の断念ではあったものの、現在は日本の親族との関係は良好、仕事も順調であり、Aさんの営む中華料理店はご主人と共に経営、三世も生まれ日本で安定した生活を送っている。生活の上で、現在のところ困っていることもなく、しっかりと日本での生活を送っていることが窺えた。

2日目は、このようにX地域にはさまざまな背景を持つ人々が生活し、それに伴って、地域の学校にも日本語教室が必要とされたことから、学校への訪問をさせていただいた。このX地域にある二つのある学校の例を述べる。

B市T小学校では学校内日本語支援センターで取り出し授業(在籍学級とは別の教室で行われる授業)が行われていた。「担任から日本語教室へ通級する時間を提示されて、授業を組む」という体制が取られ、見学をさせていただいたのは2限9:40～10:25、学校内の日本語支援センターでの授業であった。

生徒の日本語力や学年相当のことがスムーズに出来るように指導するためには、在籍学級担当の担任の先生と、日本語指導員双方の連携が重要になってくる。日本語教育と国語(教科支援)は全く違うものであることを認識し、日常会話ができていても学習言語をマスターできるようになるまで、5～9年はかかるといわれている日本語教育を学校に理解してもらい、「たとえ、日常会話ができて教科補習は必要である」という点を双方で共通理解し、日本語指導から国語(教科支援)読解へつなげるということがうまくなされていた。担任の先生方との連携も連絡帳のやり取りを通して行われている。このように、担任の先生や学校側との連携がうまくいっており、トランスナショナルな子どもたちが安心して学校生活を送っていた。在籍学級から日本語教室へ行くときも周りの児童たちは「行ってらっしゃい!」と送り出してくれるそうである。

M中学校では、多目的教室において日本語指導が行われていた。この教室では、日本語支援とその他の支援が必要な生徒のための指導が同時並行で行われていた。教室担当と日本語指導者が多目的教室でホワイトボードを間仕切りとして使用し、個に応じた指導が行われてい



写真3 教室の授業風景「あ、わかった!」



写真4 手作りの教材が並ぶ教室

た。教室での授業形態は、本来は「決められた授業だけの取り出し」であった。しかし、在籍学級でのトラブルか

ら、在籍学級に居場所を見つけることができず、この教室で全教科取り出しの状況にあり、在籍学級の生徒との交流が難しい生徒もいた。この教室については2009年に開始されたばかりで、日本語教室担当者も前年度の状況を把握していないため、授業実態、学校全体の外国にルーツを持つ生徒数などは10名程度であり、彼らの背景が詳しく把握されていないようだった。これからが期待される教室である。日本語の学習については、なかなか日本語が定着せず、既存の学習内容を復習するための時間が多く取られ、なかなか先に進めないということもあつたようであった。

訪問当時の課題として、以下の項目が挙げられていた。

- ①他府県での取組を調査、X地域で必要かつ地域としてできる活動を取り入れる(教科指導・地域との関係づくり)、②X地域でのさまざまな団体との連携の必要性(日本語支援員+学校+行政など)、③受け入れ態勢の不備(他府県受け入れマニュアルなどを参考にする)、学校外での集まる場所や相談場所がない、④オーバーエイジの子どもの受け入れをどのようにするかである。

その他、予定していただいた長野県中国帰国者支援員Cさんの中国帰国者の現状等もおききして、このX地域の訪問を終えた。

4. コメント

当時、X市日本語支援センターやNPO法人X地域多文化共生ネットワーク、長野県中国帰国者支援相談員などが、トランスナショナルな児童・生徒や家族、学校内での日本語教室などにかかわりを持ち、家族たちを支えていた。課題の解決のためには、「他地域の実践から学ぶこと」も大切であるという意見も多かった。実践事例を知ること、それを反映できるような体制作りをすることなどである。例えば、オーバーエイジの子どもの受け入れは他府県ではすでに行われているのに、X地域ではされていないということなどを、他地域の例を参考に行政に働きかけたいということも話されていた。

その後、2011年から義務教育年齢を過ぎた生徒向け日本語教室が設立された。着実に一歩ずつ行政やNPO等各種団体などと当事者である在住外国人等との協働が進んでいることが窺える。

今回、報告を書いている間にも、2011年8月25日の広報で、平成24年度京都府公立高等学校入学者選抜に関し、学力検査実施上の外国人生徒等への配慮として、特別措置を講ずることとすることが発表された。京都も、外国人生徒などへの配慮のある都道府県の仲間入りを果たした。他都道府県では外国人生徒への特別措置が行われていたが、今日までは行われてこなかった府でも新たに行われ始めたのである。このような新たな情報を集め、行政等各機関、在住外国人と市民とが共に生き、共に認めあえる地域づくりをさらに推進して欲しいと願う。